

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(前日休みの場合は翌日発行)

目 次

◇告 示 鳥取県農村地域工業導入基本計画の変更(企業立地課)

告 示

鳥取県告示第七百九十六号

鳥取県農村地域工業導入基本計画を昭和六十三年六月十七日変更したの
で、農村地域工業等導入促進法(昭和四十六年法律第百十二号)第四条第
五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年八月二十六日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

鳥取県農村地域工業導入基本計画

前文

本県の産業は、昭和40年代の高度経済成長期に工業の集積が進み大幅な
進展をみせたが、2次にわたる石油ショックにより我が国経済が安定成長
に移行した50年代以降、低迷している。

本県の産業構造は、工業の集積が進んできたものの、全国と比較すれば
農業を中心とする第一次産業の占める割合が相当高く、工業を中心とした
第二次産業の割合が低い農業県である。しかしながら、農業を取巻く環境
は厳しく、本県産業における農業の占める割合は低下し、農業従事者も減
少し続けており、今後もこの傾向が続くことが予想される。

従つて、今後県勢の発展を図るため、また農村社会の維持向上のために
は、農業構造の改善による農業の近代化と生産性の向上に努めるとともに、
他産業へ就業を希望する農業従事者等の就業機会を確保し、併せて産業構
造の高度化を図るため、工業の計画的な導入を推進しなければならない。

このような状況の中で、本県の農業は、他産業に比べ労働生産性は低く、
農家戸数、耕地面積ともに減少傾向にあり、加えて兼業化の進行及び高年
齢化に伴う農業労働力の弱体化、耕地利用率の低下等の問題を抱えている。
米の生産調整等、農業生産の再編成が国家的に要請されている中であつて、
今後とも本県の基幹産業として振興していくためには、地域農業生産体制
の確立を積極的に推進し、野菜、果実、畜産を中心に、都市近郊型農業を
確立し、需要の動向に応じた生産の維持・拡大と農業経営の安定を図ると
ともに、京阪神地域の食糧供給基地としての地位の確立を図る必要がある。
このため、農地の流動化等による中核農家の育成と生産組織の育成、農業
生産基盤の整備等を積極的に促進することとしている。

一方、本県の工業は、全国の伸びを上回る伸びを示し、昭和60年工業出

荷額は7,717億円に達したが、近年は経済の安定成長傾向を反映して伸びが鈍っており、昨今の円高により相当の打撃を受けたものも生じている。主要な業種としては、県外からの立地により集積した電気機械器具製造業、縫製業、地場資源活用型の食料品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業等があるが、最近では、電気機械器具製造業以外の業種が軒並み低迷している。これら県内企業は、規模が小さく、生産性も低く、また女子労働者の割合が高い女子雇用型企業が多いため、県外優良企業の誘致、地元既存企業の体質強化等により、引続き積極的に工業開発を推進する必要がある。

そのため、工業開発に当たっては、まず、共同化、協業化、技術力の集積等により既存企業の体質強化に努め、規模の拡大を図るほか、工業開発の基礎的条件である交通網等産業基盤の整備を逐次推進しつつ、適正規模の工場用地を整備し、県外優良企業の誘致を積極的に進める。また、地場産業の技術の活用、農林水産物等地場資源の利用等による新たな分野の開拓にも積極的に努める。

その際、最近における企業の立地動向、労働力の需給状況等を勘案し、東部地域(鳥取市、岩美郡、八頭郡及び気高郡の区域)、中部地域(倉吉市及び東伯郡の区域)、西部地域(米子市、境港市、西伯郡及び日野郡の区域)の各広域圏ごとに、広域的観点に立つた工業開発を進める。各広域圏においては、都市及びその周辺の適地に中核的工業団地を配置し、これを中心として補完的にその周辺市町村の適地に小規模の工業団地を整備することを基本とし、更に、今後の技術先端型業種等の立地動向に対応できるように、高速道路との関連性を踏まえた内陸部への工業団地の配置も考慮する。

県は、農業と工業の均衡ある発展を図るため、昭和47年度に第一次基本

計画(昭和50年度目標)を策定して以来、第二次基本計画(昭和55年度目標)、第三次基本計画(昭和60年度目標)と逐次見直しを行い、その結果多くの企業が農村地域に立地し、地域の産業振興に貢献しているが、一部に経済情勢の変化等により計画どおりに進んでいないものが残されている。従って、この計画は、過去の計画の反省に立ち、本県の農業、工業、雇用等の現状及び県内外の諸情勢を踏まえ、農業従事者がその希望と能力に従って導入工業に就業できるよう措置するとともに、農村地域の住民が定住の魅力を持ち得るような環境を創出するため、昭和65年度を目標年度として策定するものである。

1 導入すべき工業の業種その他農村地域への工業の導入の目標

(1) 農村地域へ工業を導入するに際しては、農村地域における土地利用に関する計画に即し、地域社会との調和、公害の防止、自然環境の保全及び地場産業との協調に留意しつつ、成長性と安定性のある企業を導入する。

この場合において、農業構造の改善に関する施策との関連に留意するとともに、農業従事者及びその家族からの雇用について特に配慮する。

(2) 農村地域における工業の立地については、国土利用計画、土地利用基本計画、農業振興地域整備計画等の土地利用計画との調整を行った結果定められた工業導入地区において行われるよう誘導する。

この場合において、既存の工業導入地区であつて、まだ工業の導入が十分でない地区については、広域的な観点から見直しを行い、当該地区に工業が導入されるよう必要な措置を講じる。

なお、農村地域への工業の導入に当たっては、自然環境の保全を図

る観点から、県自然環境保全地域、自然公園の特別保護地区及び特別地域並びに鳥獣保護区の特別保護地区、野生鳥獣の生息地等の保全のため条例で指定している地域等良好な自然環境を形成している地域及びそれらの地域に影響を及ぼす恐れが大きい地域には、工業導入地区を設定しない。また、上記の地域又は地区に準ずる地域内における工業導入地区の設定についても、格別慎重に対処する。

(3) 農村地域へ導入すべき工業の業種については、産業構造の高度化及び経済の国際化に留意しつつ、技術先端型業種を中心とした成長性と安定性のあるもの、特に、雇用効果の大きい、内陸型の次のような業種を中心に導入する。この場合、外資系企業の導入にも配慮する。

- 一般機械器具製造業
- 電気機械器具製造業
- 輸送用機械器具製造業
- 精密機械器具製造業

また、地域に賦存する資源、地場産業の技術等を活用した工業振興に努め、工業導入地区にこれらの企業を誘導するよう配慮する。

なお、具体的な企業の選定に当たっては、立地条件、地場産業の現況、労働力の特質及び環境保全上の観点からの制約条件等地域の特性を十分考慮するとともに、公害の恐れのない企業又は公害防止設備を完備した企業の導入に留意する。

(4) 農村地域への工業の導入に当たっては、既存企業を含めた企業の育成を図る観点から、導入企業と既存企業との機能分担を促進するとともに、必要に応じて複数の工業導入地区にわたる広域的な工業配置を進める。

この場合において、地域の労働力供給能力に配慮するとともに、既存企業の技術力の向上、環境の保全に留意したローカルエネルギーの開発利用、工業導入地区の環境の改善を図る等地域の特色を生かした工業の導入に努める。

(5) 農村地域への工業の導入に際しては、在宅通勤圏の広域化を踏まえ、閑採市町村の連携の下に、地域の労働力需給が質的にも整合性のとれたものとなるよう努める。

2 農村地域に導入される工業への農業従事者の就業の目標

農村地域への工業の導入に伴い増加する労働力需要に対しては、農業生産の担い手の育成・確保に十分配慮しつつ、導入された工業の特質に応じ、農業以外の産業に就業を希望する農業従事者（その家族を含む。以下同じ。）からの労働力を重点的に充てることにより、これらの者の安定した就業機会の確保を図る。

この場合において、市町村等は、地域社会の年齢構成、男女比率等を勘察しつつ、農業従事者の就業の意向を把握する。また、農業以外の産業に就業を希望する中高年齢者層の就業の円滑化、日雇い・出稼ぎ等の不安定就業者の地元における安定就業の促進及び労働者の安全と健康が確保される職場環境の整備に努める。

3 農村地域への工業の導入と相まつて促進すべき農業構造の改善に関する目標

農村地域及びその周辺の地域における自然的、経済的、社会的条件を考慮し、かつ、需要の動向及び地域の特性に対応した農業生産の方向に即し、農村地域への工業の導入と関連づけて農業構造の改善を図るよう努める。

この場合において、農村地域への工業の導入により、農業従事者、特に不安定な就業状態にある農業従事者の地元における安定就業を促進しつつ、導入された工業に就業した農業従事者を含めた地域ぐるみの対応の中で農用地の流動化と有効利用を進め、中核農家の育成・確保及び地域農業の組織化を図る。

また、農業従事者の他産業への就業動向に即しつつ、農業生産基盤の計画的整備を図るとともに、農村地域における定住条件の整備を推進することにより、活力ある農村社会の建設を進める。

4 農村地域への工業の導入に伴う工場用地（工場の付帯施設の用に供する土地を含む。以下同じ。）と農用地等（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第3条に規定する農用地等をいう。以下同じ。）との利用の調整に関する方針

農村地域への工業の導入に当たっては、合理的な土地利用を図ることを旨として、今後とも農業的な土地利用を図ることが適当である集団優良農地の保全及び周辺農業への影響を考慮しつつ、工業の導入が適正かつ円滑に行われるよう工場用地等と農用地等との利用の調整を図る。

(1) 工業導入地区は、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項に基づき農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地の区域（以下「農用地区域」という。）とされている区域以外に設定する。ただし、農用地区域外の土地の地形及び広がりなどから、これらの区域に工業導入地区を設定することが困難である場合において、農用地区域内にある土地の農業上の用途区分（以下「農用地利用計画」という。）の変更により農用地区域から除外して工業導入地区としても変更後の農用地利用計画に支障がないと認められるときは、農用地

利用計画の変更により、工業導入地区を設定することも考慮する。

(2) 実施計画の見直しに伴い、工業導入地区の縮小、取消し等を行う場合において、縮小、取消し等に係る土地をその形状等からみて農用地区域に含めることが相当であると認められるときは、これを農用地区域に編入する。

また、農用地区域の一部を工業導入地区とするため、農用地利用計画を変更してこれを除外する場合においても、農用地確保の観点から当該除外地に代わるべき土地を新たに農用地区域に編入するよう努める。

(3) 工業導入地区は、可能な限り工場適地（工場立地法（昭和84年法律第24号）第2条第1項の規定に基づき通商産業大臣が工場適地として指定した区域）に設定する。

5 工場用地その他の施設等の整備に関する事項

農村地域への工業の導入を促進するため、工場用地、道路、工業用水道、通信運輸施設等のハードな産業基盤の整備とともに、技術者や下請企業の確保、技術情報の入手等のソフトな産業基盤の整備に努める必要がある。

この場合において、工業再配置促進法（昭和47年法律第78号）に基づき、施策との連携、広域的観点からの立地条件の整備、地価の安定への配慮、農村地域工業導入関連農業基盤整備事業との関連等に留意する。

なお、郵政省のテレポートピア構想モデル都市、通商産業省のニューメディア・コミュニティ構想等による産業基盤及び生活基盤の整備も予想されるので、これらの活用にも配慮する。

(1) ハードな産業基盤の整備

工場用地については、導入すべき工業の特性及びニーズを十分に把握し、立地に最も適した場所を選定して工業導入地区を計画的に設定するものとする。この場合において、特に、今後の技術先端型業種等の立地に対応できるよう、高速道路との関連性を踏まえながら、内陸部の工場用地の確保を図る。

また、工場用地の取得・造成については、その各段階において地域全体の工業立地の動向、工業団地の需給状況等工業の導入の可能性を十分に勘案の上実施する。

その他道路、空港、鉄道、工業用水道、電力施設等については、次に掲げる産業基盤の整備に努め、立地条件の向上を図る。

ア 高速道路整備のため、現在建設中である中国横断自動車道岡山・米子線の落合町・米子市間の整備促進に努める。また、姫路・鳥取自動車道及び山陰自動車道の早期着工を促進する。

イ 鳥取空港・米子空港とも中型ジェット機が就航可能な空港として整備拡充を図る。

ウ 鉄道については、智頭線を、第三セクター方式による地方鉄道として整備を進め、早期開業に努める。

エ 重要港湾である境港及び鳥取港を流通拠点として整備を図る。

オ 日野川工業用水道の拡充整備を図るとともに、鳥取地区工業用水道の工事着工及び倉吉地区工業用水道の調査実施に努める。

カ 電力需要の伸びに対応するため、可能な限り電源開発を進めるとともに、県外からの供給の安定を確保するため、電力輸送網（送電線、変電所等）の整備を促進する。

なお、工業導入地区の設定に当たっては、優良な農用地が確保され

るよう、また、周辺農用地に係る農業用排水施設等の機能に支障を及ぼすことのないよう配慮する。

(2) ソフトな産業基盤の整備

関係機関、団体等の協力を得て、工業導入地区周辺での技術者や下請企業の確保、技術情報の入手、地場企業の技術力の向上等ソフトな産業基盤の整備を進める。特に、技術先端型業種等高度な技術を要する工業の導入を促進するためには、研究、情報、人材育成機能等ソフトな産業基盤の整備が必要とされることから、高度な技術に関する情報関連施設、職業訓練施設、試験研究施設等の整備に努める。

6 労働力の需給の調整及び農業従事者の工業への就業の円滑化に関する事項

農業従事者については、今後も引続き他産業への就業等により減少することが見込まれる。他方、これに対し、新たな工業の導入により労働力の需要の増加が見込まれる。このため、農業従事者の円滑な職業転換を図り、かつ、工業の導入により必要とする労働力を確保するため、次の措置を講ずる。

(1) 雇用情報の収集及び提供

導入企業の労働力需要と地域の労働力供給との円滑な結合を促進するため、地域の労働力市場の動向、導入企業の労働条件、職業内容等雇用に関する情報を収集し、企業、農業従事者等への提供に努める。

(2) 職業紹介等の充実

農業従事者が、その希望及び能力に応じて導入される工業に就業できるようにするため、在宅通勤圏の広域化に配慮して職業紹介機能の充実を図る。すなわち、農村人材銀行や農業者転職相談員等の活用を

図るほか、必要に応じ農村巡回職業相談所を開設するなどきめ細かい職業相談、職業指導及び職業紹介に努め、併せて、労働力の需要の充足、雇用の安定等に関し導入企業への指導援助に努める。

この場合において、地元農業従事者、特に中高年齢者が導入される工業へ円滑に就業できるように職業転換給付金制度、地域雇用開発助成金制度等の積極的な活用を努める。

また、労働者の雇用の安定及び福祉の向上を図るため、雇用安定事業による助成及び福祉施設の効率的な設置等雇用環境の整備に努めるとともに、労使関係の安定促進等に必要な措置を講ずる。

(3) 職業能力開発等の実施

職業紹介との連携を密にしつつ、農村地域に導入される工業の中高年齢者等の円滑な就業を促進するため、職業転換給付金制度等の活用と相まって既存の公共職業訓練施設、企業内の職業能力開発に対する助成制度等の活用により、機動的な職業能力開発と職場適応訓練を実施する。

この場合において、技術革新や情報化の進展に留意しつつ、導入企業のニーズ等に応じた公共職業訓練の弾力的な実施及び新技術に関する研修の充実に努めるとともに、企業において雇い入れた農業従事者等の能力開発が継続的に行われるよう、適切な指導援助に努める。

7 農村地域への工業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項
農村地域への工業の導入と相まって農業構造の改善を図るため、次の施策の実施促進に努める。

(1) 農用地利用増進対策の促進

需要の動向に対応した生産性の高い農業構造を確立するため、農用地利用増進事業等の活用により、地域の実態に応じ所有権移転、賃借、作業の受委託等幅広い形態での農用地の流動化を進め、中核農家の経営規模の拡大、農用地の有効利用及び地域農業の組織化を図る。

この場合において、特に、生産性の高い水田農業の確立をめざし、農地保有合理化法人、農業委員会、農業協同組合等との連携協力により、長期的な観点に立つて農地流動化に取組むとともに、高齢者の能力の適切な活用に配慮しながら、地域の農業生産の担い手の育成、生産組織の育成のための諸施策を進める。

(2) 農業生産基盤及び農業施設の整備

需要の動向に対応した農業生産の再編成及び農業の生産性の向上を図るため、その基礎的条件である農業生産基盤の計画的な整備を進めるとともに、農業生産近代化施設及び農産物の流通加工施設の整備を推進する。

この場合において、これらの整備が地域の農業の実態に応じて農業構造の改善及び工業の導入の効果と結びつくよう、できる限り工業が導入される時期等を考慮して実施する。

(3) 農村地域における定住条件の整備

農村地域における定住条件を整備するため、安定した就業機会の確保と併せ、総合的な環境整備に必要な諸施策を推進する。

この場合において、地域社会のニーズを把握して、生産基盤と生活環境の一体的な整備、地域の産業や文化の振興に努める。

8 農村地域への工業の導入に伴う公害の防止に関する事項

(1) 農村地域への工業の導入に当たっては、実施計画の策定に先立つて、

必要に応じて工業の導入が環境に与える影響を調査検討し、その結果を踏まえ、環境の保全に配慮しつつ実施計画を策定する。

(2) 農村地域への工業の導入に当たっては、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）等公害関係法令において定められた規制基準に適合しないと認められる企業は、導入しない。また、規制基準以下の企業であっても、立地規模及び立地場所の自然的、社会的条件からして当該場所への立地が、地域の生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）の保全上不適当であると認められる場合は、これを導入しない。

なお、企業の業種、規模等からして、必要があると認められるものについては、空地の確保、工場の配置等についても指導し、地域社会の安全確保に努める。

(3) 農村地域への工業の導入に当たっては、導入しようとする企業に係る大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭についての事前調査の徹底を期するとともに、公害防止上必要があると認められる場合には、導入企業に対し、公害防止施設及び産業廃棄物処理施設の設置等所要の措置を講じるよう指導する。

また導入企業の事業内容からみて、環境保全上必要があると認められるものについては、導入後においても環境保全のための監視を行うとともに、環境に与える影響についての補充調査を行う。

なお、製造工程において、原料、触媒等として公害関係法令に定める有害物質（鉛及びその化合物、六価クロム化合物、ひ素及びその化合物、水銀及びその化合物等という。）を使用する企業の調査につい

ては、格別入念な調査を行う。

(4) 公害に関する事前調査の結果、規制基準に適合する場合においても、生活環境の保全上、県、市町村、地元代表者等と企業の間において公害防止協定を結ぶ必要があると認められる場合は、これを締結し、又は締結についての指導、助言、立会い等を行う。

9 その他の必要事項

(1) 農村地域への工業の導入の広域的推進

農村地域への工業の導入の円滑な推進を図るためには、近年の工業立地の動向、在宅通勤圏の広域化、農村地域における労働力の需給状況等社会情勢や地域の実態の変化に対応し、自然的、経済的、社会的諸条件が密接に関連する複数の市町村からなる広域の単位で工業の導入を進めていく必要がある。

このため、次により工業の広域的な導入を推進する。

ア 広域的推進のための指導

県は、環境の保全に留意しつつ自然的、経済的、社会的諸条件が密接に関連する複数の市町村からなる広域の地域ごとに、労働力需給、交通事情、工業立地の状況、農業経営の状況等を把握して、工業導入推進のための指針（以下「広域指針」という。）として策定している既存の東部地域（鳥取市、岩美郡、八頭郡及び気高郡の区域）、中部地域（倉吉市及び東伯郡の区域）、西部地域（米子市、境港市、西伯郡及び日野郡の区域）の広域指針を見直し、関係市町村の協力の下で的確な工業の導入を図られるよう指導する。

イ 県及び関係市町村の連携協力体制

工業の導入の広域的推進に当たっては、当該地域に含まれる市町

村は、それぞれの特性を生かした均衡ある発展が図られるよう工業導入地区の適切な配置等について配慮する。

また、県は、関係市町村の連携協力体制の整備に努め、企業誘致等の活動が円滑に行われるよう指導する。この場合において、県は、広域指針の対象地域内における工業の導入状況、労働力需給の見通し、農業構造の改善状況等についての各種の情報を関係市町村に提供しよう努める。

(2) 工業導入地区に関する情報等の周知及び立地後の企業の指導

工業導入地区に関する情報、法令に基づき企業の優遇措置等について周知を図るとともに、企業の紹介、あつせん活動を積極的に、かつ継続して進める。また、導入企業に対しては、定着化のために必要な指導その他の援助を行う。

(3) 下請関連企業及び地元中小企業の育成

農村地域に導入された工業の円滑な活動を確保するため、過密公害移転等貸付制度、鳥取県企業立地促進資金融資制度等立地関係助成制度を活用し、下請関連企業の移転を円滑に進めるほか、地元中小企業を積極的に育成する。

なお、これら下請中小企業の受注機会の増大を図り、経営基盤を確立させるため、財団法人鳥取県中小企業振興公社が行う下請振興事業の充実に努める。

(4) 過疎地域等への配慮

過疎地域、山村地域等への工業の導入に当たっては、これらの地域の振興に関する施策との連携に留意しつつ、その円滑な実施が図られるよう努める。

(5) 農業団体等の参画

農村地域への工業の導入に当たっては、実施計画の策定又は既存の実施計画の見直しの段階から農業団体、商工団体等の関係団体の参画を求め、その円滑な実施が図られるよう努める。

また、導入企業の円滑な定着のため、これらの団体の参画により諸問題の解決が図られるよう配慮する。

(6) 連絡調整体制の確立

農村地域へ導入された企業と地域社会との相互理解を深め、活力ある地域社会の形成を図るため、県は、市町村、導入企業、農業団体、商工団体、試験研究機関、教育機関等との連絡調整体制の整備に努める。

(7) 農村地域工業導入促進センターの活用

農村地域への工業の導入を円滑に推進するため、農村地域への工業の導入に関する情報の収集及び提供、地方公共団体と企業の間にあつせん活動、広域指針、実施計画の策定等に関する助言等を行う農村地域工業導入促進センターの活用を努める。

(8) その他

ア 実施計画の策定及び見直し

県又は市町村は、9の(1)のアの工業の導入の広域的推進のために県が行う指導の方向に即して、新たな実施計画の策定及び既存の実施計画の見直しを行う。

イ 実施計画の策定

新たな実施計画については、既存の実施計画の進捗状況、地域住民の意向、産業関連施設の整備状況、農業の基礎条件の整備状

況等から工業の導入の必要性及び可能性を総合的に勘案し、工業の導入のための立地条件、産業基盤、企業誘致活動の実施態勢等工業の導入の基本となる諸条件が整う場合に策定する。

(4) 既存の実施計画の見直し

実施計画についても、既存の工場用地の拡大が必要な工業導入地区、又は実施計画策定後相当の期間を経過したにもかかわらず工業の導入が十分でない工業導入地区については、広域的な観点に立つて諸情勢の変化に対応して当該実施計画を遅滞なく見直し、所要の変更を行う。

なお、変更に当たっては、(7)に準じて十分検討する。

イ 土地提供者の生活の安定の確保

工業導入地区の土地提供者に対しては、適正な価格が保障されるよう配慮するほか、事情の許す限り導入企業への優先雇用に努め、生活の安定を図る。

また、今後とも農業を志向する農家に対しては、農地保有合理化事業等による農用地のおつせん、制度資金の融資等実状に即した措置を講ずる。

ウ 好ましい労働条件の確保

農村地域への工業の導入に当たっては、可能な限り快適な職場の実現に努める。すなわち、賃金、福利厚生等についての好ましい労働条件の確保はもとより、生きがいのある職場として就業者の勤労意欲を満足させる企業の導入に努める。

エ 工業再配置促進費補助金の有効活用

工業再配置促進法に基づき、市町村及び企業に対して交付される

工業再配置促進費補助金による環境保全施設及び福祉施設の設置については、本制度が企業と地域社会との融和を図ることを目的として助成されるものであることにかんがみ、地域住民の希望を参酌の上、可能な限り早期にこの事業を実施し、地域住民の福祉の向上に資するよう努める。